

大阪府子どもの高次脳機能障がい理解促進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 大阪府は、府内の医療機関及び障がい福祉サービス事業所等の子どもの高次脳機能障がいに関する支援力の向上を図るため、大阪府内の18歳未満で高次脳機能障がいがある者(以下「子どもの高次脳機能障がい」という。)の支援に関する調査、支援ツール等の作成を行う事業者に対し、予算の定めるところにより、「大阪府子どもの高次脳機能障がい理解促進事業費補助金(以下「補助金」という。)」を交付するものとする。その交付については、大阪府補助金交付規則(昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、子どもの高次脳機能障がいの支援ニーズや支援体制に係る調査を実施することで実態把握及び課題の整理を行うとともに、調査結果をもとにした障がい理解促進のための支援ツール等を作成し、支援ツール等の周知及び障がいに関する啓発を行うことにより、府内の子どもの高次脳機能障がいを支援する者の支援力の向上を図るものとする。

(補助の対象者)

第3条 この補助金の交付を決定を受けて補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)は、高次脳機能障がいについての知見を有し、府内で事業を行っている社会福祉法人、医療法人、学校法人、特定非営利活動法人等の法人格を有する団体(以下「団体」という。)とする。

2 前項の対象となる団体またはその役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象とならない。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する「暴力団」をいう。)
- (2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。)
- (3) 暴力団密接関係者(大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。)
- (4) 法人にあつては罰金の刑、個人にあつては禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- (5) 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

(補助対象経費)

第4条 知事は、別表第1欄に掲げるもののうち、補助対象者が行う補助事業に必要なかつ適当と認められる経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表第1欄に掲げる補助対象経費の実支出の合計額に同表第2欄に定める率を乗じて得た額の合計額と520万円を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請等)

第6条 規則第4条第1項の申請は、補助金交付申請書(様式第1号)を知事に提出することにより行わなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 要件確認申立書(様式第2号)
- (2) 暴力団等審査情報(様式第3号)
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の補助金交付申請書は、知事が指定する期日までに提出しなければならない。

4 補助事業者は、補助金の交付決定を受けてから交付確定を受けるまでの間に、規則第2条第2号に掲げるイからハのいずれかに該当することとなった場合には、該当事項届出書(様式第4号)により、速やかに知事に届出を行い、その指示を受けなければならない。

(補助金の交付の決定)

第7条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等により当該申請の内容を審査し、予算の範囲内において補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金の交付の申請をした交付対象者に通知するものとする。

2 前項の規定において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をするものとする。

(補助金の変更申請等)

第8条 規則第6条第1項第1号又は第2号に規定する知事の承認を受けようとするときは、補助金変更承認申請書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

2 規則第6条第1項第3号に規定する知事の承認を受けようとするときは、補助金中止(廃止)承認申請書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第9条 規則第6条第2項の規定により附する条件は、次に掲げる条件とする。

- (1) 補助事業を行うために締結する契約については、補助事業者の定款、経理規定等財務に関する諸規定に従って、適正に手続きを行うこと。
- (2) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (3) 補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類

を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管すること。

- (4) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金（共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く）の提供を受けないこと。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合は、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を府に納入すること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (7) 補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、報告書（様式第8号）により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を府に納付させることがある。

（補助金の交付の申請の取下げ）

第10条 補助金の交付の申請をした者は、規則第7条の規定による通知を受け取った日から起算して10日以内に限り当該申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、規則第12条の規定による報告について、補助金実績報告書（様式第7号）を補助事業の完了した日の翌日から起算して30日以内に知事に提出することにより行わなければならない。

- 2 規則第12条の規定による知事の定める書類は、次に掲げる書類とする。

ア 収支決算書

イ 補助事業による成果物（実態調査結果、及び実態調査結果をもとに作成した支援ツール等）

ウ その他、知事が必要と認める書類

（補助金の交付）

第12条 知事は、規則第13条の規定による補助金の確定後、当該補助金を交付する。ただし、知事が必要と認めるときは、交付の決定をした額の全部又は一部を概算払いにより交付することができる。

（報告及び立入調査）

第13条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して、報告させ、又は事務所、施設等に立ち入り、帳簿書類その他の物件等を検査し、もしくは関係者に質問することができる。

(補助金の返還)

第 14 条 補助金の交付を受けた補助事業者が、次の (1) から (3) のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて当該取り消しに係る部分の補助金の返還を命ずることがある。

- (1) 補助金の交付決定にあたり、規則第 6 条第 2 項の規定により知事が付した条件を遵守しなかったとき
- (2) 正当な理由なく補助金の検査等を拒否したとき
- (3) 虚偽の申請その他不正な方法によって補助金の交付を受けたことが明らかになったとき

(他の補助金等との重複の禁止)

第 15 条 補助事業者は、この補助事業により補助金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して補助金等の交付を受けてはならない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表

大阪府子どもの高次脳機能障がい理解促進事業費補助金交付基準表

1 補助対象経費	2 補助率
補助対象事業の実施に直接必要な次に掲げる経費 報酬、人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備 品購入費	10 / 10